

岐阜地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会の審議結果

岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金

現行額 (令和6年改正)	結審状況	改定額	改正発効日(予定)	引上げ額	引上げ率
1,049円	第3回専門部会 (開催日: 令和8年10月9日) 全会一致で結審 審議会令6条5項適用	1,125円	令和8年12月21日	76円	7.24%

岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金

現行額 (令和7年改正)	結審状況	改定額	改正発効日(予定)	引上げ額	引上げ率
1,117円	第3回専門部会 (開催日: 令和8年10月19日) 全会一致で結審 審議会令6条5項適用	1,168円	令和8年12月21日	51円	4.57%

令和 8 年 1 0 月 9 日

岐阜地方最低賃金審議会
会長 栗山 知 殿

岐阜地方最低賃金審議会
岐阜県航空機・同附属品製造業
最低賃金専門部会
部会長 竹内 治彦

岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 8 年 8 月 2 5 日岐阜地方最低賃金審議会において付託された岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金専門部会

公 益 代 表 委 員	鷺見 進	竹内 治彦	宮坂 果麻理
労働者代表委員	足立 昌哉	菊地 貴紀	村上 正春
使用者代表委員	浅井 克之	加藤 隆司	宮尾 篤

別 紙

岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

岐阜県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で航空機・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が航空機・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業による、選別、包装又はこれらに附帯する業務

ハ 卓上における手作業による軽易な業務又は小型機械若しくは手工具を用いて行う軽易な部品加工又は組付の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,125円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和8年12月21日

岐 賃 審 発 第 18 号

令 和 8 年 10 月 9 日

岐阜労働局長

原田 浩一 殿

岐阜地方最低賃金審議会

会長 栗山 知



岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和8年8月25日付け岐労発基0825第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別 紙

岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

岐阜県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で航空機・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が航空機・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業による、選別、包装又はこれらに附帯する業務

ハ 卓上における手作業による軽易な業務又は小型機械若しくは手工具を用いて行う軽易な部品加工又は組付の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,125円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和8年12月21日

令和 8 年 1 0 月 1 9 日

岐阜地方最低賃金審議会

会長 栗山 知 殿

岐阜地方最低賃金審議会

岐阜県自動車・同附属品製造業

最低賃金専門部会

部会長 寺本 和佳子

岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 8 年 8 月 2 5 日岐阜地方最低賃金審議会において付託された岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

公益代表委員	栗山 知	鷺見 進	寺本 和佳子
労働者代表委員	亀井 潤	桑山 勝司	隅田 浩輔
使用者代表委員	大脇 哲也	桜井 宏	竹中 拓也

別 紙

岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

岐阜県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業による、選別、包装又はこれらに附帯する業務

ハ 卓上における手作業による軽易な業務又は小型機械若しくは手工具を用いて行う軽易な部品加工又は組付の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,168円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和8年12月21日

岐 賃 審 発 第 19 号
令和 8 年 10 月 19 日

岐阜労働局長
原田 浩一 殿

岐阜地方最低賃金審議会

会長 栗山 知



岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 8 年 8 月 25 日付け岐労発基 0825 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別 紙

岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

岐阜県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業による、選別、包装又はこれらに附帯する業務

ハ 卓上における手作業による軽易な業務又は小型機械若しくは手工具を用いて行う軽易な部品加工又は組付の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,168円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和8年12月21日